

提出書類及び要件確認書

商号又は名称 : 山形県庁株式会社

代表者役職・氏名 : 代表取締役社長 山形 一郎

1 提出書類確認書

山形県中小企業パワーアップ補助金（新事業転換促進支援事業）【1次公募】の申請にあたり、以下の書類が揃っていることを確認しました。

※確認した書類については、「書類チェック」欄に☑してください。

※全てに☑ができない（書類に不足がある）場合、補助金に申請することはできません。

書類が揃っている場合は☑してください。	書類チェック	該当なし
① 【様式1】事業計画認定申請書	☑	—
② 【様式2】新事業転換促進支援事業計画書	☑	—
③ 【様式3】提出書類及び要件確認書 ※この様式です。	☑	—
④ 【様式4】交付申請書	☑	—
⑤ 有効期間内の見積書の写し ※機械装置（機種）の名称、型式、単価、数量、工数等の経費の内訳がわかるもの（〇〇設備一式などの記載がされていないもの）	☑	—
⑥ 決算書の写し ※法人は直近1年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表、個人事業主は直近1年間の所得税青色申告決算書の写し	☑	—
⑦ 上記①～⑥の書類を郵送にて3部提出	☑	—

2 要件確認書

山形県中小企業パワーアップ補助金（新事業転換促進支援事業）【1次公募】の申請にあたり、以下の要件確認事項について誤りがないことを確認しました。

※要件確認事項については、「要件チェック」欄に☑してください。

※全てに☑ができない場合、補助金に申請することはできません。

確認事項に相違ない場合は☑してください。	要件チェック	該当なし						
① 申請前に、事業計画策定支援者に事業計画策定の支援を受けています。	☑	—						
② 同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されたことはありません。	☑	—						
③ 令和5年2月28日（火）までに発注・契約、納品・検収、支払を完了することが可能な事業計画となっています。	☑	—						
④ 補助金交付申請額が、10万円～100万円以内となっています。	☑	—						
⑤ 補助対象経費に消費税額を含めておりません。	☑	—						
⑥ 小規模事業者である。 （常勤従業員数が、製造業その他の業種・宿泊業・娯楽業においては20人以下、卸売業・小売業・サービス業においては5人以下の事業者）	☑	☐						
⑦ 「山形県新型コロナ対策認証制度」認証取得事業者である。	☑	☐						
⑧ 以下のいずれかの事業再構築の類型を満たしている。	☑	—						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">類型</th> <th style="text-align: center;">取組内容及び新規性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新分野展開 （業態転換）</td> <td>以下の㉗～㉙のうちいずれか2つ以上に該当する取組みであること ・自社として取り組んだ実績がなく、従来と異なる ㉗新たな製品等を ㉘新たな客層に ㉙新たな方法で製造・販売・提供（業態転換を含む）する</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業・業種転換 事業再編</td> <td>以下の㉚～㉜のいずれかに該当するとともに、新分野展開と同様に上記の㉗～㉙のうちいずれか2つ以上に該当する取組みであること ㉚業種を変更することなく、事業を変更 ㉜主たる業種を変更 ㉛組織再編、合併、事業譲渡、事業承継</td> </tr> </tbody> </table>			類型	取組内容及び新規性	新分野展開 （業態転換）	以下の㉗～㉙のうちいずれか2つ以上に該当する取組みであること ・自社として取り組んだ実績がなく、従来と異なる ㉗新たな製品等を ㉘新たな客層に ㉙新たな方法で製造・販売・提供（業態転換を含む）する	事業・業種転換 事業再編	以下の㉚～㉜のいずれかに該当するとともに、新分野展開と同様に上記の㉗～㉙のうちいずれか2つ以上に該当する取組みであること ㉚業種を変更することなく、事業を変更 ㉜主たる業種を変更 ㉛組織再編、合併、事業譲渡、事業承継
類型			取組内容及び新規性					
新分野展開 （業態転換）	以下の㉗～㉙のうちいずれか2つ以上に該当する取組みであること ・自社として取り組んだ実績がなく、従来と異なる ㉗新たな製品等を ㉘新たな客層に ㉙新たな方法で製造・販売・提供（業態転換を含む）する							
事業・業種転換 事業再編	以下の㉚～㉜のいずれかに該当するとともに、新分野展開と同様に上記の㉗～㉙のうちいずれか2つ以上に該当する取組みであること ㉚業種を変更することなく、事業を変更 ㉜主たる業種を変更 ㉛組織再編、合併、事業譲渡、事業承継							

＜御協力をお願い＞

様式1、様式2、様式3、様式4については、御協力いただける場合は、郵送とあわせてWordデータの提出（下記メールアドレスあてメールで送付）もお願いいたします。（メール環境がない等の理由によりメールでの提出が難しい場合は、郵送のみの提出で構いません。）

なお、メールでの提出がない場合でも、補助金の審査上不利になることはありません。

送付先メールアドレス : power@ymnet.or.jp